資 料

横 田国臣の旧民商法施行断行論

略 歴

村

上

博

嘉永三年 八月九日

大分県宇佐郡横田村[辻村]に、 田宗雄の長男として生まれる

横

橋本甚内・鴛海退蔵・広瀬林外らに

学ぶ

二一才の夏 英学修行のため長崎広

運館で学び(約一年間)のち中津に

戻る

慶應義塾に入るが(二三才)、学資欠

はじめに

の事績については、既に手塚豊氏による詳細な研究があり、 横田国臣(一八五〇~一九二三)の経歴や司法官として

ことができる。とりわけ、明治三九(一九〇六)年から大(1)(2)我々は、司法官としての横田の生涯を比較的容易にたどる

院長の地位にあったこと(「歴代最高法衙の長として空前の 正一〇(一九二一)年まで一五年間の長きにわたって大審

最長在職期間」)は、夙に知られるところである。

明治五年 八月八日

乏のため退学

| | | | | | | - | 注 | : | 律 | 論 | | 叢— | _ | | | | | 40 | 6 |
|--------------|------------------|--------------------|------|------------------|------------|----------|----------|-----------|-------------------------------------|----------------|-------------------|----------|---------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|----------|-------------------|
| | 三月 | 一九年 二月 | | 一二月 | 一七年 七月 | 一六年一〇月 | 一五年一二月 | 一〇月 | 一三年 三月 | | 一〇年 六月 | 九年 二月 | 八年 九月 | | | | | | 六年 五月 |
| 法部内行政裁判事務取調」 | 在官のまま、独・仏へ自費留学「司 | 検事(東京控訴裁判所詰) | 兼任 | 司法省少書記官、参事院員外議官補 | 刑法局長心得 | 司法省第四局副長 | 司法省権少書記官 | 東京大学法学部講師 | 検事 | 案審査局御用掛兼務 | 検事補、民法編纂掛兼務、治罪法草 | 司法省一二等出仕 | 慶應義塾に復学、再び退学 | を編纂(七年五月刊) | 県令白根多助の命により『律例要条』 | で大教授心得)の引きによる | 広瀬門下の同輩清浦奎吾(同局主任 | の一等教授となる | 埼玉県庁内の師範学校(学生改正局) |
| 一二年 | | 一〇年 | 大正四年 | 四〇年 | | 三九年 | 三七年 | 三二年 | | | | 三年 | | 二九年一〇月 | | 二五年一一月 | | | 二四年 |
| 二月二四日 | | 六月一三日 | | 六月 | 七月三日 | 六月 | 四月 | 四月 | 一月 八日 | | 一〇月一五日 | 六月 | | 一〇月 | | 一月 | 八月 | 七月 | 一月~四月 |
| 日 死去 | 大審院長を退官 | ロ 判検事定年制施行(五月)により、 | 男爵 | 法学博士 | 大審院長(第一一代) | 法律取調委員 | 再び検事総長 | 東京控訴院検事長 | 内閣更迭(山県内閣、清浦司法大臣) | 閣、大東義徽司法大臣)のため | 日 懲戒免職 内閣更迭(大隈重信内 | 検事総長 | 立、司法大臣に清浦が就任) | 司法次官(九月に松方正義内閣が成 | 司法大臣・清浦次官の下) | 司法省民刑局長(四四才)(山県有朋 | 司法省参事官(専任) | 司法省参事官兼任 | 月 官費出張に切り替え |

申したもので、この種の文献として注目すべきものである 哲学大意』は…司法大臣山田顕義に対し、法典断行論を上 申された意見書であり、かつて手塚豊氏によっても「『政略 ドイツ滞在中の明治二三年一月に山田顕義司法大臣宛に上 五月に出版されているが、その執筆はAより早く、やはり

これまでの明治法典論争の研究においては、全く見落

特徴、②法典論争から司というによりしかし、横田については、①彼が得意とした刑法理論にしかし、横田については、①彼が得意とした刑法理論に するうえで不可欠な資料である、いわゆる法典論争に関し るいはまた、③大審院長としての評価など、さらに検討す 「政略学大意 て、横田が著した二編の意見書、A、『法律哲学大意』とB べき多くの問題が残されている。本稿では、右の②を検討 付新法実施論』を紹介することにしたい。 あ

を道理法と解する説が誤りである旨を論じたものである。 として、かつて自身も信奉していた性法、すなわち天然法 執筆した論稿(同年一一月出版)であり、®の立論の基礎 官のまま、「司法部内行政裁判事務取調」を目的として欧州 に自費留学していた横田が、明治二三年八月に、ドイツで A『法律哲学大意』は、東京控訴裁判所詰検事として在

また、B『政略学大意 付新法実施論』は、明治二五年

まで知られていない。 されている」と指摘されながら、その詳細については今日

0

注

- $\widehat{1}$ 所蔵されている。 なると思われる手記が、慶應義塾大学福澤研究センターに 二〇巻一号、明治四二年)を参照。なお、横田自身の筆に 四年、三五頁)、横田「余が司法上の経歴」『法曹記事』(第 司法官としての経歴については、『帝国法曹大観』(大正
- $\widehat{2}$ 治二六年一一月)に見られる。 頁。なお、その肖像画が、『日本之法律』第五巻一一号 社、一九八〇年)三一・五〇頁、同「大審院長 『明治史研究雑纂』慶應通信、 『福澤諭吉年鑑』三、一九七六年、のち、手塚著作集一〇 手塚豊「横田国臣」(別冊太陽三○『慶應義塾百人』平凡 一九九四年)一四七~一五四 横田国臣
- $\widehat{\mathbf{3}}$ 論文を数多く執筆している。 律新聞』(第九〇八号、大正二年)、「法律根本問題」 律新聞』(第五八六号、明治四二年)、「陪審制度所感」『法 治四二年)、「陪審制ヲ廃シテ情実裁判所ノ設定ニ及ブ」『法 三一年)、「刑法の立法事業」『刑事法評林』(第一巻四号、 法講義』(一~四、明治一三~一六年刊)を出版したほか ⁻.証拠大義」 『法学協会雑誌』 (第一三巻一号、明治二八年)、 刑法草案について」『法学協会雑誌』(第一六巻四号、明治 横田は、『律例要条』(明治七年五月刊)を編纂し、『治罪 (第九六六・九七一号、大正三年) など、刑法関係の

 $\widehat{4}$

『政略学大意』を、手塚氏は「政略哲学大意」と記して

がある。 良論 とから(内容は同一)、表題を取り違えられたのであろう。 大意』・②『政略学大意』を合本して、明治二九年一〇月一 宙根本問題』 いるが、これは、横田が、「霊魂哲学大意」と①『法律哲学 なお、横田の著書としては、法律関係以外では、『宗教改 (明治三五年刊) · 『独庵哲論』 『霊魂・法律・政略哲学大意』と題して再刊したこ (明治四一年刊)や『観察哲学』(未見)など (明治三九年刊)・『字

法律哲学大意

実兄国臣欧洲留学以来学説実務ノ質問往復十回本文ハ此頃 ノ寄贈ニ係ルモノニシテ頗ル本邦現今ノ国情ニ所感アルモ 如シ故ニ印刷シテ広ク諸彦ノ高評ニ供ス 明治二十三年十月 横田四郎識 ス

法律哲学大意

在独逸国伯林

府

横田

国臣

著

理ヨリ生出スルモノ乎其真理トハ果シテ如何ナルモノ乎ヲ シタリト雖モ就中緊要ノ問題トシタルハ法律ハ如何ナル真 予ノ欧洲ニ留学スルヤ学説上実務上各種ノ法律問題ヲ携帯 推究センコトヲ期望セリ

> 予ハ本邦ニ於テ最初ヨリ性法即チ天然法ノ説ヲ信シタル者 ト」氏ヨリシテ天然法ヲ道理法トシタルニ均ク其妄想ヲ一 亦天然法ハ道理法ナリトノ意義ヲ指示シタルハ恰モ「カン 真正ノ道理ニ外ナラサルモノトシテ治罪法講義ノ前文ニモ 項ニ就テ之ヲ分析スルニ苦ミ終ニ自ラ以為ラク天然法トハ ヲ説明セリ然レトモ予ハ天然法ノ説ヲ信シナカラ法律ノ条 ニシテ予ノ先年著述シタル治罪法講義ノ前文ニ於テモ亦之

モ現今独逸国ニ於テハ斯ノ如キ科名サへ有ルコトナク法律 予ノ伯林大学ニ入ルヤ直ニ天然法ノ科業ヲ捜索シタリト雖 笑ス可キノミ

書ハ千八百八十二年ノ出版ニシテ現今ニ於テ最モ秩序 テ新著甚タ零々タリ単ニ伯林大学教授「ラツソン」氏 ノ感少カラス故ニ良書ヲ捜索シタリト雖モ新造ノ学説ニシ 語ニ未熟ナリシト哲学ノ高尚ニシテ耳新ラシキト頗ル隔靴 エルレル」氏ノ法律哲学ノ授業ニ従事シタリト雖モ予ノ独

ノ高尚ナル学説ハ哲学ノ一科ト為レルヲ以テ哲学教授

「チ

テ天然法ノ説ハ陳腐ニ属シー人トシテ之ヲ主張スルノ学者 其他数種ノ法律哲学書ヲ参考シタリト雖モ目下独逸国ニ於 備シタルモノトス予ハ最初此書ヲ繙読シテ大ニ悟ル所アリ

アルヲ聞カサルノミナラス法律上ニ於テ根拠トスル天然法

発見シタ

ル

欣喜自禁スル

能

サ

ル 所 学科モ無ク恰モ

仙境ニ入テ神

仙二

逢

ハス宝山

登テ宝玉

ヲ

テ想像、

ノ法律ヲ案出

「スル

ヲ以テ天然法

ノ問題トス而シテ其 デー

天然法ナルモノハ

固

ヨリ天性ニ因由スルヲ以

切

ノ時代

故ニ予ノ携帯シタル最大緊要ノ問題ハ最早今日従事ス可キ

見サルニ異ナラスト雖モ新ニ神仙宝玉ニ代用

ス可キ 二

千八百十一年六月一日 然法ニ依 意ヲ一層明示シ右ノ場合ニ於テハ天然法ノ原則ニ従ヒ裁判 シタルモノニシテ其第七条二項ニ於テ仏国民法第四条ノ文 律ノ不備 不備不明ヲ以テ裁判ヲ拒ムコトヲ得サル 八百三年三月十五日布告仏国民法第四条ニ裁判官ハ法律 | 不明 ル 可シト ノ場合ハ如何ナルモノヲ適用ス可キ乎即 ハ仏国法学者ノ ノ布告ニシテ固ヨリ仏国民法ヲ参照 通論ナル可シ墺国民法 ノ成文アリ然則法 チ天

抑モ法律上天然法

ノ如何ヲ推究スルコト

ノ必要ナリ

^シハ千

玉

|教師

) \

吾

朝

文義サヘ

既二一

変セリ

ヲ明 ス可 ヲ規定セリ 純ナル天然法ノ模範ニ非スシテ通常成法ト均ク全体ノ法意 民法条釈ヲ繙読スルニ該条ノ天然法トハ哲学的ニ論 根拠スル 載セリ キコトヲ掲載セリ依テ「スツーベンラウホ」 強国 成法ノ当然ナル 民法草案第 模範ト解セサル可 一条ハ終ニ該解釈ト同一 カラサ 氏 ノ意義 ルコト スル単 ノ墺国

> タル 独リ之ヲ翫味スル ノ賛成ヲ得タルハ予ノ益 ノ法学者ニ向テハ速ニ此学説 ハ 両三年以来 何故二斯 ノ忍耐ナクシテ甲ニ語リ乙ニ伝 ノ事ニシテ而 如キ学説ヲ明示セサリシ乎ト 々満足スル所 テ在留法学者中 ノ伝播ス可キコト チリ ノ十中 ヲ依 就 時 八九 頼 沖帰

抑モ予ノ此学説 要ナルコトヲ感触スルニ依ルモノトス予ハ次款ニ於テ先ツ ス可キモノニシテ現今本邦ノ如キ民情政変ニ際シテ最モ有 ノミナラス元来法律哲学ハ政略学上ニ非常ナル效験ヲ及ホ ノ伝播ヲ欲スル ハ単ニ法学上 ノ 利 益 為

口 ニ至リ明ニ其名称 ノニシテ其伝来頗ル久シト雖モ殊ニ千六七百年代ヨリ隆盛 ○天然法ノ説タルヤ想像 チウス」氏ニ始マル其主旨タルヤ総テ現行成法ニ反対シ ノ生シタルハ有名ナル蘭人「フー Ĩ 国及ヒ想像ノ法ヲ 根拠 トス ゴー、 ル グ モ

天然法道理法ノ妄説ナルコトヲ駁論ス可

トヲ主 <u>ト</u> 切ノ 張スルモ 国民トニ適施シ之ニ依テ現行法律ヲ矯正 ノナリ ス可キコ

故ニ今日マテ斯ノ如キ学説ヲ輸入セサリシ乎我邦ノ外 ニシテ我邦ノ留学生 で獲物ヲ ル 解釈ヲ設立シ法律ナルモノハ人類ノ天性ヨル誘出スルニ カント」 氏ニ至リ法律 ノ基礎ニ付キ全ク天然法ト異リタ

409

何

非ス又各人ノ意匠及ヒ利益

ヨリ

誘出

スルニ非スシテ実研

セ

頭ト称スルモ或ハ六面観音千手観音ト称スルモ又耶蘇 シテ耳目眉口毫モ人間二異ナラス其青鬼赤鬼ト称シ牛

頭

馬

410 イヒテー」氏ハ天然法ニ対シテ之ヲ道理法ト 道理心及ヒ其道理心ノ定命ヨリ誘出スルコトヲ主張シ「 称

ラス総テ之ヲ要スルニ古今各国不変不易 天然法ト謂ヒ道理法ト謂ヒ諸子ノ説幾分ノ異同アルニ拘 ノ法律ヲ製出 I セン

メ法ヲシテ斯ノ如クナラシメントノ実劇ヲ顕出スルニ至レ 如キモノナラサ 国ナル者 ト欲スルノ想像タルヤ毫モ異ナルコトナキ者ナリ即チ曰ク ニ注射シ其注射ノ影響タルヤ直ニ国ヲシテ斯ノ如クナラシ 斯 ノ如キモノナラサル可カラス法ナル者 ル可カラストノ理論ハ殆ト欧洲全土ノ人心 ハ斯

サル 乱ヨリ生スル利益 ヲ得ンヤ試ニ仏者 ト為ス可カラス維新後 射二外ナラサル 準トスル乎 抑モ各人ノ自ラ認メテ性理トスルハ如何ナルモノヲ以 リ当時仏国ノ革命其他之ニ継続スル欧洲 妄説タルコト ハ勿論ナリト雖モ其損益ノ如 総テ従来 可シ維新前 ヲ弁セサル可 ハ固ヨリ擾乱ヨリ生スル損害ヲ償フ能ハ ノ想像ニ出 ノ見聞 ノ標準 ノ標準ハ必スシモ維新後 上 「タル地 カラス モ亦能ク幾千百年ヲ継続 ヨリ注射セラレ 何ニ 一獄極楽ノ図画ヲ一見セ 拘 ハラス単二天然法 ノ擾乱是ナリ其擾 タル 知 ノ標準 識 スル プテ標 ノ反

ヨ閻魔大王ノ唐服唐冠其顔色ノ赤ク其容貌

ノ厳ナル

ノミニ

然レトモ是唯借ノ文義ヲ説クニ過キス即チ与ルト

其物

人情恰モ当時ノ写真ニ異ナラス同氏ノ天敏ナル思想ヲ歎セ シテ「ウイルヘルム、テル」ノ劇本ヲ起草セリ然ルニ 難カル可シ有名ナル詩人「シルレル」氏ハ未タ瑞西ヲ見ス 神體鬼像総テ然ラサルハナシ其想像 配剤シタルモノニ外ナラス其他如何ナル宗教タル 天使ハ人体ニシテ鳥翼ヲ有スル等モ総テ人間 ノ見聞外ニ 世界 出 アラ問 ル 事 風 物 甚 ス + タ ヲ

那ノ人情風俗ニ似タル所モナク恰モ土留古埃及等ノ想像 ト」ナル劇本アリト雖モ其文筆ノ美ナルニ拘 ニ外ナラス又同氏ノ著作ニシテ支那内親王「ツーランドツ ハラス毫モ支

地誌歴史其他見聞上ヨリシテ既ニ其思想ヲ注入セラレタル

サル者ナシト雖モ同氏モ亦空想ヨリ之ヲ得タルモ

ノニ非ス

サヾ ニ天然法 シテ頭脳ヲ苦メタル如キハ一笑スルニ足レリ又性法学者常 去リトテ親子相婚モ性理ニ背カスト主張スル ル 可カラス是レ天然法ナリ云々聴ク者感服セサル ノ判然タル 例証トシテ説 テ日 ク借 IJ タル コト 、モノ Ŧ 能 ナシ が返 ス

天然法学者ニシテ親属相婚セサル

理由ヲ発見スル

能

ス

写出シタリト評スル

ノ外ナシ

-横田国臣の旧民商法施行断行論 ル所以 天然法ト謂 容易ナル可シ予ハ 変更アルコトヲ 測ニシテ将来永続ス可キ推測ニ非サルナリ若シ古今法律 各人ノ自ラ認メテ性理 モ了解スルニ足ル可シ 律中借リタルモノハ返サ、 之ヲ天然法ト云ハ、行クトハ前ニ歩ヲ進ムルコトナリ前ト タ来ル可シ又ハ行ク可シト云フテ契約スルニ異ナラス若シ 意義ヲ含ムニ過キス猶ホ予ハ家ニ帰ル可シト云ヒ帰リテ復 ハ後ナルコトノ反対ナリト云フ如キ総 ハ其物ヲ受用シテ更ニ其物又ハ 斯 ノ如ク明白ニシテ必要ナルコトナカラ各国 ハサル可カラス其文義ニ過キサルコトノ判然タ 知ラハ各国亦其差異アル 次款ニ於テ猶ホ法律ノ変更差異アル事由 トスル ル可カラストノ明文ナキヲ以テ 25 同 其時代ヨリ与ヘラレ 様 ノ物ヲ返戻ス可シトノ テ事々物 可キコトヲ 々ノ名称ヲ

アション 法

キ小機関ニ非サル ミナラス古今一定ノ法律アル可キモノニ非 決シテ今日ノ人ヲシテ尽ク将来ノ事物ヲ確定セシム パナリ ス天 地 間

妙

ル

ノ

ル

如 甪

猫ホ

後

ノ

ヲ一定セント欲スルモ到底想像ノ及フ可キコトニ非サ

受用セシメテ更ニ返戻スルニ及ハストノ意義ヲ含ミ借ルト

時ナリト云フ如キハ其変遷ノ原則トシテ見ル シ時勢ノ変遷ニ従テ其学説モ亦幾変遷ヲ経タルモ 学者或ハ右説ヲ是トシ或ハ左説ヲ是トシテ適宜 孔孟ノ道ハ古ヲ慕フテ今ヲ忘ル、ノ弊アリト ノ先鞭ニ駕御セラレサルコトニ注意セリ若シ今日孔孟 ルモノハ 神学者ノ説ヲ聴クニ神学歴史中ノ奇怪ニシテ事理ニ適セサ 仏者モ亦方便ナリトノ口実ヲ以テ前説 ク書ヲ信スレハ書ナキニ若カスト云ヒ彼モ一 総テ当時ノ仮想トシテ論外ニ抛却シ成ル可ク学者 ノ非難ヲ避ク又耶蘇 雖モ 時ナリ是モ 可キモノナ ノ融通 ノナリ尽 釈迦 ラ生 ij

タル

推

知

ル

耶蘇ノ徒ヲシテ再生セシメハ

居成長シタ 律ヲ知テ始テ是非ヲ判断ス決シテ阿非利加内地 シテ生来盲者 ○吾レ七色ヲ見テ始テ色ノ区別ヲ判断 ヲ得ヘキモノナラス然則今日ヨリシテ千百年後ノ法律 ル者ニシテ今日文明社会 ラ想像 ノ如 クナル 可 カラス吾レ従来ノ道 ノ道徳法律ヲ想像スル スルコトヲ得 ラ山 [中ニ独 徳法 シ決

タル

治手段ニノミ依ルト

丰 ハ時勢

ノ進歩ニ

伴

: フ能

ハスシテ

ノミニシテ無

説クヲ殷鑑トセサ 徒ノ如キモ儒 スルナラン宗教論

ĺ

可カラス若シ昔時

ノ愚夫愚婦

ヲ誘導シ

ノ時ニ従ヒ仏

ノ方便ヲ用ヒ耶蘇宗徒

ノ仮想ヲ

ノ如キハ

茲二必要ナシト雖モ現今本邦は

却テ其説ノ進歩シタルニー

螫,

ヲ弁ス可シ

小学生 故ニ神聖ト称スル者ト雖モ有ヨリ無ヲ察スル 徒 ノ愚哢ヲ招 クニ至ル可

日

均ク夥多ナル原案ヲ有スルヲ以テ到底予想ノ及フ可キコト

生出ノ原

由ニ論及ス可シ

ノ関係及ヒ其活動上ノ他

ノ問題ハ

存

ノ問題ニ進入ス可カ

問

題ヲ

モ亦百中ヲ期シ難カル可シ神聖ノ格言モ後進ノ勉達ヨリ リ無ヲ察スル *ا*ر 到底能 25 サルノミナラス有ヨリ 無ヲ察ス 学フ或ル人ノ日ク国歌僅ニ三十一 無形ニシテ殆ト定限ナキモノ、如シ予幼時 蓋シ物理 的 原素ハ有形ニシテ定限アルモ法 音之ヲ反覆 師二

上実務上ニ於テ法律ノ精神ハ云々立法者ノ旨趣ハ云々ト頻 シテ益々光 /暉ヲ生スルモノナリ法律モ亦然ルコトアリ学説 限アリ猶ホ八卦ノ六十四卦タルニ過キサルカ如シト其後或

ル新聞ニ於テ国歌

ノ詠尽サル可キコト

ヲ論シタル

アラ見

7タリ

転倒

スル ヒ国

モ定 歌

ヲ

律的 随

原

活ヲ生シ円 ヲ矯正シ最初新法ノ不当不便ヲ喋々シタルモ慣行ニ随テ円 二汲々勉達スルニ従ヒ不当ナル解釈ヲ排却シ不便ナル手続 活 三三随 テ便益ヲ感スルニ至ル可シ法律ノ精 神必

予定スルコト能ハサルニ非ス然レトモ法律ハ事情ノ 法律哲学上ニ於テモ亦幾分将来ノ起事ニ適合ス可キ原則ヲ 時想像スルコトモ能ハサリシ学説ノ整頓実務ノ活動ヲ見ル スシモ最初ヨリ完美ナルモノニ非ス況ヤ立法者ノ如キハ当 コトアル可シ国臣屡々実研スル所ナリ 変遷ト 抛却シテ法律ハ何者ナラサルヲ得スト 歌ヲ詠ム可シ況ヤ法律哲学者ハ法律ハ何者ナリト 数理ニ於テ然リト雖モ事理ニ於テ然ラス風流家ハ安心シテ 方向並ニ状態ノ関係ヲ解説スルニ在リ云々次款ニ於テ法律 在ノ法律ニ就キ其合理上ノ内部 目的ニ非サルナリ ラス斯ノ如キ問題ハ恰モ幽霊ノ分析ヲ為スカ如ク哲学上 [ラツソン] 氏日ク法律哲学

ナラス譬へハ人力車 、構造アリテ人力車ノ事情一変ス最モ著明ナル例証 何ナル智能ヲ有スル者ト雖モ幕政時代ニ在 ノ輸入ヨリシテ殆ト社会百般 ノ製造アリテ駕籠屋 ノ事情ー ノ事 変シ鉄道 情 ハ本邦 変シ シテ転スル者 ス其道ナル者 ハ之ヲ混同シテ単ニ人ノ依ル可キ道ナリト心得タルニ ○法律ト道徳トヲ判然区別スル ハ漸次土居ノ安穏ヲ発明シ土居シテ病 ハ人間 開闢ノ昔ヨリ具備シタル 中古ヨリ ノ事ニシテ上古 者二 非ス木居 公者

ノ事情ニー定ノ原則 堅固安全ヲ知得シタルハ僅ニ此頃ニ過キス道ノ生 出スル

亦斯ノ如キニ外ナラス最初 ハ禽獣 ノ雑居ニ異ラス他人

肉 E

ヲ予定セント欲スルニ於テヲヤ

得ヘキ乎況ヤ性法学説

ノ如ク千万年後

テ今日ノ事情ヲ予想シ之ニ適合スル

原則

ヲ予定スル

コ

トヲ

漸次家屋

ノ必要ヲ感触スル

ニ至レリ本邦ニ於テ煉瓦石

タルニ非スヤ如

ニ於テ西洋事物

宙

ノ原 ル

由 1

ハ従来

及ス

· ヲ 得

ヘシ然レト

モ是唯其方法

ij 非

的

簡

便ト コ

為リ千例万規モー

片ノ

及フ如キ遅 近代ニ於テ

セタ 隣

ル

慣習 3 ル

i ヲ 待

ツニ暇 村二及ヒ

ア

ij

ヤ疑ヲ

容レ

#

人

ij ナリ

町

町

-横田国臣の旧民商法施行断行論-想ナリ 或 ルニ過キス其忠孝 白ナル 義忠孝節 シモ今日 漸次幾回 義ヲ生出 相婚ヲ快ト 箇 モナカリシ時代モアリタルナラン然レトモ千百年ノ ル 家 ハ左ヲ是トシ或 時代モアリ 道ヲ生 ノ安寧ヲ妨碍スル等種 楠 例 公ノ 証タル可シ二十四孝ヲ馬鹿息子トスルハ今日 義ノ如キモ幾分ノ変更ヲ生 ノ道ニ非サルナリ ノ変遷ヲ以テ今日ニ至レリ昔日 スルニ至リタルモノナリ仁義忠孝節義云々ノ如キ ・セス次ニ兄弟姉妹其他 茁 ģ 戦死ヲ権 タル ルナラン親属相婚 ハ其時代ニ於テ ハ右ヲ是トシ隣 Ŧ 助 ノトス例へ 縊 、現二維新後法律ハ勿論ニシテ仁 々 死ト 原 能 ハ親属相婚ノ如キモ却テ 同 ノ親属ニ延及シ人倫ノ大 因ヨリシテ最初ハ 人ヨリ群民ニ及ヒ ハ 茁 視スルモ 勿論ニシテ夫婦 「スルニ ノ道トスル 至リ 現 時

タル

ハ明 思

1

昧ナル答弁ヲ為シタルコトアリ

即チ日ク父ハ

子

ノ為メニ

隠

ル

コ

ラ Ħ シ子ハ父ノ為メニ隠ス直其中ニ在リト若シ今日予ヲシテ答

が所必ス

奪

けと他

人ノ衣ヲ剥クニ巧ナルヲ以テ無上ノ豪傑ト称

シタ

法道理 ○普通· 的 法ノ何者タルヲ知ル ノ真正ナルコトト倫理学ノ善良ナルコトト 言ニ非サ 贅セス猶ホ末款ニ於テ法律哲学ノ位置 気運トニ ス其歴史ト気運トヲ察スル -最モ ノ理論ヲ以テ脳裡ノ本尊トスル者ノミト謂フモ甚シキ 肝要ナリ孔子モ亦此区別 一法ノ蔓延シタル所以ニシテ本邦 一人民ノ最モ信向シ易キ ル可シ国臣モ亦嘗テ其 付テノ関係ヲ論 ト知ラサ ス ル ハ 実研者 ル ハ *)* \ 論理 F 政略学ニ属ス ノ判然ナラサルヨリシテ 一人タリシナリ蓋シ論理学 · ヲ 問 的 職 ブ如キ *)* \ ノ理 ヲ論定 ス中 務ニシテ其歴 論 ノ区別ヲ知ル ナリ え可 人以 ル 天然法道 ヲ以テ茲 上ハ 是則 論 史ト 天 曖 渦 伙 コ 理 玾

終二一 経歴上

親子ノ

ノ歴史ト現時ノ気運トニ依ラサル 布告ヲ以テー ラス法律 ク人道ヲ維持シタル者 村ヨ ノ簡 便 IJ 朝全国 生 ニシテ法律 出 郡 可 限 Ŧ カラ 機械 界タ 三布 国二 等ノ語ヲ用ル ス リ笑止ノ至ト謂フ可 *)* \ レ 撃シテ片 トニモ ヘシメハ 名ノ 困難ナリ 頭ヲ掻キナカラ理窟 名トス セヨ善良ナルコトニハ 腹 親子互ニ其罪悪ヲ撹発スル 淪 ト云ヒナ ヘキ + ハ此区別 ハ 老朽実務家ニシテ少年書 ハ常名ニ非 シ老子日 カラ終ニ理 77左 ノ生スル所以ナリ近来 ルモ 「ク道 非スト云ハン而巳最モ屡 スト又世 論 ノカハ知ラサ ノ道トスへ 為 如 キハ 人或 メニ 制 生 仮令真正ナ ハ ヨリ 理外 ヤラ レト ノ学者単二人 キハ常道 論究 モ実際 ノ理 ル 者ア 7 _ セ 々

間ノ情欲質ヨリ推究シテ始メテ天然ヲ悟リタルモノ、如ク

心得へ官吏ノ賄賂ヲ貪リ番頭ノ筆先ヲ胡麻化シ議員候補者 ノ詐術ヲ用テ選挙ヲ争フ如キハ道理至極ナリト云ハヌ許リ

ノ主義ヲ説ク者ナキニ非ス未タ世道ノ妙味ヲ知ラサル者ト

謂フ可シ

理学ノ善良ナル 固ヨリ論理学ノ真正ナルコトト美麗学ノ美麗ナルコトト倫 コトハ精神哲学中ニテ互ニ関係ヲ有スルニ

理学中ノモノタラサルコト法律ヲ繙カスシテ判然タル可シ ルハ勿論ナリト雖モ其基本タルヤ倫理学中ノモノニシテ論

因リ倫理学中ノ一科ナル法律哲学モ亦論理学ノ必要ヲ感ス 左ニ法律哲学ニ関スル学系ヲ掲示ス

> 明治二十三年十一月十一 日印刷并出版

著作者

大分県平民

横

 \mathbb{H}

玉

臣

大分県平民

発行者

横 \mathbb{H} 兀

郎

東京市牛込区神楽町

一丁目二十番地

兵庫県士族

印刷者

長 尾 景

弼

壹番地

東京市芝区茸手町

政略学大意

本書ハ目下新法実施ノ延期説ト断行説ト突然両議院

ノ議題

礎トシテ政略学ノ原理ヲ摘出スルニ過キス固ヨリ焦眉ノ急 ヨリシテ匆卒之ヲ起草シ単ニ新法実施論ノ政略問題タル基 タラントスルニ際シ時情切迫徒ニ看過ス可カラサルノ感想

勿レ

譲ル明治二十三年八月独逸国伯林府ニ於テ横田国臣草ス

及ヒ法ノ成立及ヒ性質等法律哲学ノ本文ヲ論スル

ハ他日ニ

○右ハ単ニ法律哲学ノ基礎ヲ略述スルニ止ルモノニシテ国

本源哲学

精神哲学

美麗学 倫理学

論理学

物理哲学

信仰 慣習 道徳 法律

明治二十五年五月東京ニ於テ

ニ応スルモノナレハ其学序的ノ文体ニ非サルヲ咎ムルコト

著者識 ス

トモ

其

天賦ト謂ヒ天然ト謂フ所ノ天ナル

モノハ果シテ

何者

臣法律

哲学大意ニ於テ法律哲学ナルモノハ政略学ト

-非常

後法律ヲ作ル可シト

カヲ論スルコト

屡ナリ其論旨ノ是非

政 略学大意 付新法実施

曩ニ国臣留学中 法律哲学大意ヲ起草シ実弟四 郎 ヨリ ノ之ヲ印

横

田

宦

著

従

íν

関

. 係ヲ有スルモ

ノナル

コトヲ述へ又法律生出

原

由

気

ヲ以 ヲ応 裁ニ出タル 説未夕深カラス維新以来天賦 素志ヲ有スル者ナリ何 霊魂学ノ大意ヲ起草シ更ニ諸 刷シテ諸 用シテ恰モ儒者ノ仁義道徳ヲ説クト均 テ充満セラレタリ国臣モ亦自由ヲ愛スル 彦 ルモノ 高評 如ク尊崇シ全国 二供 シタル トナレ ハ 彦ノ コトアリ国臣 ノ人権天然ノ条理等ノ新熟字 本邦 高評 到 ル処自由 ノ開明未夕久カラス学 ラ仰カ ク世人ハ 21 引続キ シト 自 モノナリ 由 欲ス トノ 、之ヲ神 政 ト難 口実 、略学 ル

行物 ナル 遺言ナリ グチノ研 ナリ ŕ 1 究ニ 根 根拠ヲ有スルト均ク其軽信 拠 頓着スルコトナク衆人ノ脳中単ニ西洋 ノミヲ有スルハ 恰モ腐 儒 ノ妄想ハ之ヲ一 脳 中ニ聖人ノ ノ流 笑

ル

ハキ

ハ

退

歩タ

ル

コト

ヲ免カレ

Ż

徒

ヲ

皃

カラス仮令退歩スルコトナキモ

他

進歩ニ

伴

フコト能

/ \

+

ニ付スル

モ

可

ナリ

1

雖モ其妄想ノ

結果ハ吾輩

ノ専修ス

ル法

二付 二論 説 ラ研 原理 究ス可 デハ 究 茲ニ之ヲ論スル ス 影響スル ル コ 1 ノ必要ヲ感ス コト僅少ナラス是レ法律学者モ ブ時 間ヲ有セス直ニ政略学 ル 所以 ナリ然レトモ霊 亦 原理 魂説 霊魂

> 運トヲ察スル 来 関係ヲ論ス Ż 歴 史ト現時 ル ハ実研者ノ職務ニシテ其歴史ト *)* \ 政 ノ気運トニ 略学ニ属スルヲ以 一依ラサ ル可カラ テ茲ニ贅セスト え其 気運トニ付 (歴史ト

シ

制

定ノ如 法律哲学大意ヲ一読シタル 語ヲ以テ過去現在ノ法律其者ノ如何ヲ論スルト将来 何 ヲ論スル トハ別段 者ハ必ス法律ノ原 ブ問 .題タル可キコトヲ暗 理 ハ歴史的 ノ法律 示セ

1]

進歩ニ外ナラサルコトヲ争 ハサ ル可シ然レト モ単二歴 逆ノ

旧套及ヒ慣習ノ結果ノミニー

任スル

ハ

歴史的

ノ陳

腐説

ニシ

テ頑固 変遷ハ必スシモ進歩 [党ノ口実トスル所ニ過キサル ノミニ 非ス退歩スル ナリ何ト コ 1 ナレ ナ 千 · ヲ 期 ハ 時 世 ス 口

テ是レ 歴史ナリ慣習ナリト 比較的 語フ 'n 如 7 *)* \ 未タ 歴史的学説 其 退步

近世ノ 何者タ 哲学者事物 ル コト · ヲ 知 ラサル ノ原理ヲ説クニ必要ノニ字ヲ以 者ナリ

テ之ヲ包

括ス故 所ト 必ス必要ナキニ法律ヲ作 為リ普通ノ 一法律 モ亦必要ヨリ 必要ナル 熟語 生ス ル可 ルト カ 卜 (ラスト 同 視 ノ シ法律 -カ必 語 21 ラ議 要ノ生シタル 世 人 ス 流伝 ル 当 ス

ル

モノ、如シ法律モ亦哲学的 ヲ以テ有用ノ意義ニ用フル必要ナル普通用語ト混同シ ノ熟語 ナル必要ヨリ生

茲ニ之ヲ弁スルコトヲ要セスト雖モ哲学的

ノ必要ナル

ル

タル 熟語

ミニ非ス悪法モ亦有用ナリ ナルコトハ 論ヲ待タスト雖 ŕ 'n モ法律中ニハ必スシモ良法 論シ難 カル可 圕 スルモ

二同シ良法モ悪法モ此解義ニ洩ル 哲学上法律ハ必要ヨリ生スルトハ法律ハ歴史上ヨリ生 、解義ニ外ナラス其必要トハ因 ` アリテ果ヲ生スル コトナカル可シ単二法 ト謂 一スル

フ

律ノミナラス事々物々果アリテ因ナキモノハ非サル

ルナリ

ニシテ草花ト同一ノ歴史ヲ目撃スルコトヲ疑ハサルナリ然 ルモ歴史ナリ若シ人類ヲシテ風霜ノ下ニ暴露セシメ 春花ノ雨ニ綻ヒ風ニ散ルモ歴史ナリ秋草ノ露ニ滋リ霜ニ枯 レトモ犬モ能ク棒ヲ避クルヲ知リ鳥モ砲声ノ間ニ翔ラス況 'n 一夜

西哲日 新因 倒スル 歴史ト同 避ケ暖炉障壁ニ冬ノ寒ヲ防ク等決シテ草花ノ如ク自然的ノ ンヤ優等ナル経研智識ヲ有スル人類ハ大厦高 ラ旧 ク人若シ事々物 ノ法トス時期猶ホ早シト謂ヒ時期既ニ晩シト 因ヲ圧 視ス可 倒 カラサルモノアリ スルニ不相当ナ 々ノ原因関係ヲ充分ニ探認スル ルニ外ナラサル 是ヲ新因ヲ以 楼二夏ノ熱ヲ テ旧 ナ 謂 因 ラ圧 フモ コ

ヲ得ル

1

牛

ハ偶然及ヒ可成的

ナル熟語

ハ 不用

ニ属スル

た三至

ヲ論ス

ル */*1

他日二

譲ルノミナラス本書ハ単二政略

如 何 ŀ

政 ナリ

略

Ξ

深浅ヲ以テ尺量スル 不充分ナル者ニシテ智愚ノ程度ハ 可シト蓋シ偶然及ヒ可 アラ得 成的 ナル熟語 原 [ラ用 因関係ヲ識 フ ル 25 経研 認ス 智識 ル

キナリ

政略家ノ奥義ハ単ニ新因ヲ製出シテ旧

因ヲ圧

倒スルニ

在

困難ナル アリ故ニ頑固党ハ歴史慣習ニ制セラレテ新因ヲ製出ス モノアリ五十年百年ニシテ猶ホ結果ヲ見ル可 テ結果ヲ見ル可キモノアリ五年十年ニシテ結果ヲ見ル 一言ニシテ之ヲ説示スルハ ハ勿論ニシテ事物ノ大小難易ニ因リ僅ニー 甚タ容易ナリ ŕ ・雖トモ カラサ 其実行 jίν 日ニシ ル 可キ モ ヲ 1

ホ ルニ最巧ナル者ニ外ナラサ ルチエンドルフ氏曰ク政略ナルモノ果シテ賭博ト同 jν ナ ij ナ

ス両者共二欠ル所アリ真正ノ政略家ナル者

ハ因果ヲ運

用

ス

知ラス急劇党ハ歴史慣習ヲ顧スシテ新因ノ熟達ヲ待ツ能

ルトキ

ハー

箇ノ学科ト為ス可カラスト雖トモ

決シテ然ル

口

果ノ生ス可キモノニ非ス故ニー キモノニ非ス云々予以為ラク賭博ト雖トモ原因ナクシテ結 概ニ論シ難シ若シ賭博ニ 巧

拙アリ 付 ĺ キ法律トノ関係及ヒ道徳ト スルトキハ必ス研究ノ材料タルコ ノ関係等 1 政略 ヲ得ヘキモノ 学 本文

テハ

単二断行論者ト延期論者トニ付テ論述ス可

ノミナラス其員数僅少ニシテ公然ナラサルニ因リ本書ニ於

ノ断行論ニ左袒セサルコトヲ得サル

所以

グナリ

モ少数ナル廃止論

ノ実効ヲ生セシムルニ至

ル

可シ是レ

. 吾 最 モ 期 欠

ノニ非サルナリ然則断行論延期論共ニ貫徹セト為リ延期ハ又修正ト為リ法典ノ完全無欠ノ

点ヲ生シ異論百出更ニ延期ヲ為サ、

ル可カラス修正

ノ期ア

ル

可

スシテ目

至テハ多少ノ欠点ナキヲ期ス可カラス断行論者ノ説非ナリ

世豊ニ完全無欠ノ良典アランヤ況ヤ民法商法

ノ如キ大典ニ

モ

非

ラサルナリ

延期論者曰ク新法ハ個人主義ニ出タルモノニシテ国家主義

利害得失ノ度ヲ尺量シテ自説ヲ決ス

ルニ過キサ

ルナリ

一
ハ
断

行

延期

共ニ利害得失ア

jν

コ

1

ヲ信スル

唯其

論者ニ同意シ修正ヲ名トシテ延期説ヲ賛成スルニ過キサル モ第三論者 論者第二ハ 新法即チ民法商法ニ付キ三箇ノ主唱者アリ第一 直二新法実施 ル 原 (理ノモ ノナル 新法延期論者第三ハ新法廃止論者是ナリ然レト 時 情 政 カヲ略述スルニ過キスシテ著者ノ本旨ハ 略問題ニ論究スルニ在リ ノ未タ動カス可カラサルコトヲ知テ第二 ハ新法断行

然レトモ両三年ノ延期ハ此大典ヲ修正シテ其欠点ナキニ至

ラシムルヲ得ヘキ乎愚考ニテハ決シテ然ラス修正

随

識アル 対的 ル陳 断行 至ラサル ル学識アル 雖 良典ナリ 腐破 トモ互ニ事情ヲ斟酌シテ罵詈 論者曰ク新法ハ法理ニ悖ラス慣習ニ適シタル完全無欠 ノ反論ニシテ断行論者モ多クハ吾輩 高尚 コト 壊 高尚ノ ト延期論者日ク新法ハ法理ニ悖リ慣習ニ適セサ ノ士ナリ延期論者モ亦多クハ吾輩 、闕典ナリト ハ吾輩 士ナリ其相劣ラス相屈セサ 希望二堪へ 其口実ハ サ 種々ナリト雖トモ 軽 ル所 蔑 ノ醜体 パナリ ノ平素親愛ナル学 :ヲ顕 ĺ ノ平素親愛ナ ハ勿論ナリ 出 共ニ絶 スルニ

セサル 等普通千百年ヲ待テ施行スヘキコト 1 院ヲ通過セサルニ非スヤ然レトモ是亦因ナクシテ此果ア ノミナラス其実減税 二於テ容易二見ル可 テ弊事ヲ行フコトモ亦容易ナリ維新以来版籍奉還地租改正 布セラレタリ云々ト若シ成文ノ法典果シテ有益ナリト 延期論者曰ク新法ハ世論未夕協ハサルニ政府 ^見ヨ監獄費国庫支弁説ノ如キ学説上実務上 丰 枚挙スルニ暇アラス就中五法発布 ハ吾輩ハ却テ国会開設前之ヲ発布シタル ヲ得ス蓋シ独裁政治 ニ異ナラサ キコトニ ハ美事ヲ為スコト 非ス試ニ現今本 jν · ヲ ー 小案ト雖トモ容易ニ議 ノ如キハ新造ノ立 瞬 間 共ニ適当 邦議院 モ容易ナリ ノ英断ニ ハ断然之ヲ発 施行シタル 「 ナル 憲国 感服 ・スル jν 随

取

レル

欽定憲法ニ抵触スト

此

言ハ無学無経

研ナル

ル

カ如キハ却テ憲法ノ旨趣ニ抵触スルモノト

謂 ハサ

jν

可

力

生ヲ驚カスニ足ル ノミニシテ此 ノ如キ事例ヲ民法ニ徴

ト欲 スル ハ 思ハ サ ル ノ甚キモノト 謂フ可シ吾輩モ亦

国家主

延期論者日

ク新法ハ天然法

ノ原則ヲ主

義トシ新学説

主

義

はセン 老朽

ラサルナリ

義ヲ取レル 者ナリト雖モ実際個人ノ利益 国 家ノ利益ニ譲

ラサル可 、継続ヲ妨ケサ カラスト主張スルマテニシテ之ヲ再言スレハ ル 限リハ個人ノ自由ヲ許サンコトヲ希望ス 国体

、モノナリ論者ト雖モ民法中

人事編以外ニ於ケル個人間

然レトモ是唯学説問題ニシテ法典編纂者ノ学説ニ侵入スル

テ自ラ任スル者ナリ嘗テ法律哲学大意ニ於テ之ヲ説明 二背反スト是レ或ハ然ラン吾輩ハ天然法攻撃ノ主唱者ヲ以

セ

1]

カヲ区別スルノ必要ナカル可シ唯人事編ニ於テ本邦ハ二千 売買契約等ニ付テハ国家主義ノ売買トカ個人主義ノ契約ト 五百年来独裁政治 ノ国体ナリ随テ家政モ亦戸主ノ専制 ナリ

其専制権ヲ減殺スル ij 雖トモ我叡聖ナル ハ国体ニ戻ルモノナリト論究スルニ至 天皇陛下ハ夙ニ中興ノ大業ニ黽

ヲ体シテ父夫ハ成ル可ク妻子ニ自由ヲ与ヘ戸主ハ成 二参政ノ大権ヲモ付与セラレタルニ非スヤ我輩臣民 ハ此意 ル 一可ク

勉セラレ文明ノ事例ヲ照覧セラレ憲法ヲ発布シテ我輩 三民 吾輩 究スルハ政略家ノ本務ニ非サ

輩ハ絶対的ニ之ヲ非 ハ同僚ト共ニ商法民法ニ修正説ヲ調査シタル 難スル モノニ非ス吾輩ト

雖卜

モ夥多ナ 者ナリ

瘖

上ハ孰レモ均ク悪人視セサルカ如シ其信スル

´ルナリ

全ク信スル所ナクシテ悪事ヲ為サ、

ルモ刑罰ニ触レ

サ

ル以 モ又

所

j 如何

ヲ

推

テ悪事ヲ為サ、ルモ孔孟耶蘇ヲ信シテ悪事ヲ為サ

、ル

否ヲ判定スルニ止マラサル可カラス猶ホ行政上神仏ヲ信シ

ハ立法上ノ本務ニ非ス立法者ハ唯法文ニ現出

「スル

事項

可

ル所ナリ況ヤ此ノ如キ未曾有ノ大事業ナルヲ以テ学者モ成 スル者アルトキハ ル条項中一二ノ論ス可キモノナカランヤ然レトモ右ヲ主張 可 ク解 釈ヲ穏当ニシ法官モ成ル可 亦左ヲ主張スル者アルハ ク適当ヲ円活ニス 人事ノ免カ ル レ 1

一家 本 キハ別段断行 書 ハ単二大体ニ就テ説明スルヲ主旨トシ些末ノ条項ニ ノ不都合ヲ見サル コト疑ヲ容レサル ナリ

付

リ 立 ル 可カラス然ルニ我輩臣民ハ憲法ノ特恩ニ浴シナカラ一 憲政 体二 移 リタル沿革ニ伴フ可 キ当然ノ結果ト

時情ニ適スル 家族ニ独立ヲ勧

ハ

蝶々スルヲ要セサル メサル可カラス是

ノミナラス独裁政

体ヨ

謂

サ

ル

レ

·国家

ノ経済其他発達

整理ニ至テハ依然トシテ家長専制主義ヲ継続セント欲ス

共ニ亦混雑ヲ免カレサルモノ、

如シ是レ国臣本論ヲ草

人類

ノ賢愚能否ハ毫モ其父祖

一ノ遺伝ニ非ストノ説ハ今日

未

モ

発布ニ至リタル

モ

ノナ

ク進取

政

策

世 論

ノ混

ス 可

謂

フニ外ナラスシテ恰モ新法発布

ノ反対論者

二似

タルモ カラスト

リ蓋シ当時ノ政策ハ既ニ新法発布ノ方針ニ

ル

確定シタル

、モノ ラア

ヲ以テ成

ル可

ク良好

ノ結果ニ至

ヲ希望シタル

二過キス今日 ト信シタル

ハ既ニ然ラス予想シタル法律

-横田国臣の旧民商法施行断行論-本朝 渋滞 キ時期 意ヲ推究ス ク実際ニ徴 リ嚢ニ国臣 載シテ所見ヲ吐 条約改正ノ談判中止ト為リ新法ノ発布モ覚束ナク総テ国歩 スヘキ事ニ非サルナリ前年国臣留学中大隈伯ノ負傷ニ罹リ テ予想ノ結果ヲ生セシムルニ至ラサル 大勢ト国情 ノ光陰ハ 政 ノ風評アルニ際シ山田伯ニ往復シタル一書アリ左ニ掲 変 テルニ殆ト二十年来注入シタル新法実施 通 ノ ルト 証セ [書ヲ呈スルニ当リ常ニ老成ノ 風 常 将 潮ハ終ニ ノ歴史ニ比較シテ数千百年 露ス 来ト 丰 サ ル可カラス学説ヲ軽蔑ス可 ハ新法ノ発布 ヲ観察セサル可 国臣ヲシテ本論 軽忽ニス可カラス容易ニ 'カラス維新後二十五年 ヲ艸セシ ハ政略家 口実ヲ仮用シテ日 進 カラス云々其 歩ニ相当 ムルニ至レ ノ原因 ノ徒ニ看過

第一

法律改 箇ノ問 論スル 及ヒ現行法律 後ニシテ暴論タル ル所以ニシテ其説タル 正 題 所ト非常ノ差異アルニ ノ方針第五新法発布ノ トス第 ノ情態第三新法発布ヲ否トスル 一本邦ノ国形及ヒ人情第二本邦 ノ評ヲ賜 ヤ或ハ ハ、幸甚トス本論ハ之ヲ分テ数 驚クモ 本邦ノ実務家及ヒ学説家 決定基礎是ナリ ノアラン 者 唯 閣 ノ法律慣習 種 下 類 読

リヲシ 一ス可 既二延

逆期論

一者ト断行論者トノ互ニ弁解スル所アル

グヲ以 内

ス

言スル

ヲ要セサル

ノミナラス各論者ハ少ク宇

島ニシテ之ニ近接スル各国 ルニ因リ古代他国トノ交通甚タ頻繁ナラス況ヤ近代ニ至ル 題 本邦 ノ国形及ヒ人情 ||八亜 洲 東南 本邦 ノ未開 国 形 国ナリ ハ 東 隅 島 ノ 地 ナ 孤

通ハ朝廷ノ儀式仁義忠孝ノ教育其他: 基礎トシテ著明ナルモノアルヲ見サルナリ支那! ノ文物多少見ル可キ者 朝 解ト 交 ナルニ

因リ従前多少ノ交通アリタルニモ拘

ハラス法律上

マテ鎖港ヲ以テ一

国

ノ定論ト為セリ近接ノ各国総テ未

開

ナキニ非 ノ主義ヲ固守貫徹シテ偶マ公法中幾分ノ成規アル スト雖モ法律ニ至テハ民ヲシテ知ラシム 可 モ カ ノト (ラサ

人類 雖モ亦官吏ノ専断ト長者ノ全権トニ放任シ私 テ見ル可キ者ナシト云フモ不可ナカル可シ生理学上ニ ノ容貌体格 概ネ其父祖 遺伝 一依リ 心 法 理学上ニ於テ 如キ 於テ 嘗

タルニ 似

律ハ二千年前ヨリ

ル

野蛮国ニ起ルモ

極メタル者ナル 手アルコトナクー

儒仏 仏ハ

古政権ノ武門ニ属スルニ至リ干戈継続武人ト愚民ト

関係

明

ノオニ乏シトスルハ亦少ク厳酷ナル評タル

ヲ免カレサル

ヲ免カレサルニ至ル者アリ又政事上 異教邪宗邪法ノ公認ヲ受ケ単ニ社会 ラレ億兆ノ衆民ニ依テ信崇セラレ苟モ之ニ反スル者 ス可カラス之ニ反スル者ハ異端ナリ異教ナリ云々仏者曰 日ク聖人ノ一言ハ天地ヲ貫キ古今ニ亘リ変ス可カラス動カ 文明ヲ誘導シタル儒仏モ亦定命指示ノ道徳主義ニシテ儒者 数ニシテ本邦ハ古来之ヲ兼タル而巳ナラス主トシテ本邦 発明ニ至ルモノニシテ定石ヲ知ラサル碁客ノ発明シタル名 国疆小ナレハ人物多カラス交通狭ケレハ見聞少キハ自然ノ ニ乏シト是レ或ハ然ラン然レトモ総テ学術ハ模擬ヨリシテ カラサルナリ人皆曰ク本邦人ハ模擬ノ才ニ長シテ発明 テ外部ノ発達ト内部ノ発達ト共ニ之ヲ天然ニノミ放任ス可 唯我独尊神通自在之二反スル者ハ邪宗ナリ邪法ナリ云々 ノ教統既ニ数千年ヲ経過シ千万人ノ学説ニ依テ維持セ タリ是レ政略学上ニ於テ最モ注意スル所ニシ 可シ鉄道電信ノ発明ハ究理ノ原則ヲ知ラサ 流ヲ発明シタル剣客ハ必ス其師ノ奥義ヲ ノ羅馬其他ノ模擬物タルニ過キサルナリ ノニ非ス最モ本論ノ主眼トスル文明ノ法 ノ沿革ヲ回想スル ノ排斥ノミナラス ハ異端 二中 刑罰 ジオ 学科ヲモ専修シタリト謂フニ足ル者ナク少年生徒ノ纔 得ンヤ或ハ勤王攘夷ノ論説ト為リ或ハ干戈牢獄ノ犠牲ト為 ルコトナリト雖モ之ヲ以テ本邦人ハ模擬ノ才ノミニシテ発 士タリ留学生タリト ヲ捨テ、 我拙ク彼優リ我劣ル ヨリシテ西洋各国トノ交際漸次頻繁ニ至リ事々物々彼巧ニ リ終ニ王政維新ノ大業ヲ起スニ至レリ維新前後自然ノ勢変 禄ノ政習ニシテ何ソ久ク天下ノ英気発達ヲ圧伏スルコトヲ ル帝室ノ威光ニ映射セラレ万世不易ノ国体ヲ醸出シ世官世 武人志士 ス且其教ノ善悪ニ拘ハラス忠孝節義ノ日本固有質ヲ保助 ニシテ猶ホ高僧大儒各独立一 トスルハ少ク厳酷ナル評タルヲ免カレス況ヤ斯ノ如キ時代 如ク政治タルヤ斯 ノ邊小ナルヤ斯ノ如ク外交ナキヤ斯ノ如ク教風タルヤ斯 テ異論奇説ハ既ニ習慣刑法 ノミニシテ文事ハ単ニ僧侶 雖モ民ヲ愚ニスル 彼ヲ取ルニ至レリ ノ間ニー種特色ノ気風ヲ養成シ人心集合ノ巣窟 ノ如クニシテ日本人ハ発明ノ性質ニ乏シ テ朝 ノ筆法 ノ感想ヨリシテ我ヲ忘レテ彼ヲ学ヒ我 野 、故ニ現時古老ノ洋学者ト雖 ニ傲然タル ノ罰例タリト謂フモ可 ハ常ニ俗吏ノ重要ナル術策ニシ ノ翫具タルニ止リ 派ヲ設立シタル者ニ乏シカラ ハ実ニ愍笑ニ堪 徳川 ナリ本邦 氏 モ 治 + 学 ナ

定

ノ成法ト

条其他裁判

例

ノ如キ之ヲ今日ノ成文法ト仝視ス可カラス人

ナラス且

般

ノ法律制度ハ総テ各聨邦

ノ主権ニ属シタル

ヲ

百

ノ各小国

 \exists

IJ

成立

モ

1

菓

ラサ ナリ前代他 邦ノ国形 二其文明 ニ当リ 二廿余年 羈 国新造学 ル 馬ヲ脱シ駸々トシテ止ル 垂洲 者ア 上前代外国ト交通ノ不便タル海洋 進 人生年齢 海岸ノ !国ニ関係ナキ東隅 歩 術 ル 可シ其学術 ノ過度ナルハ古今各国其例ナカル可シ抑モ本 年限トシテハ最モ短少ト 諸国ヲ扼シ本邦 部トシテハ久カラサルニ非スト雖モ ノ浅深ヲ論スル ヲ知ラス条約改正論ハ今回偶 ノ 一 孤島ハ今日欧米間 ノ人情 い古来、 謂 ヲ要セス維新 ハ今日 フ可キナリ ノ政事教育 ラ 至 ブ航路

便ト

裁判所

、設立ヨリ始マル何トナレハ其設立以前ニ於テハ今

属シタルヲ以テ之ヲ法律視ス可カラス行政裁判所ノ設立ア

日国法行政法ノ区域ニ属スル事件

ハ国君又ハ官吏ノ専

断

然ル

ナリ

前

洋学者ハ

其研究ノ

困

難二

至テハ実ニ想像ニ上

後僅

対シ国 依ルニ独国ニ於テ国法行政法ノ法律学科ト為リタルハ 足ルモノナシト答フルノ外ナシ此一言ハ今日法律ノ実際家 確言スルニ足ルモノナキ所以ヲ弁ス可 ニ付テハ第三題ニ譲リ茲ヨリ本邦ニ於テ現今慣習法トシテ ト自称シ学者ト自任スル 必スシモ此説ヲ非ト 臣 ハ断然今日ニ於テ本邦ニ慣習法トシ -セサル 者モ亦 可シ然則 驚スルナラン此 慣習法 シ独逸国法ノ学説 テ 如何トノ 確 言ス 輩 ノ誤解 行政 ルニ 問

本帝 カラス ニ至ラシ —題 中 玉 止 武 本 A 略政 邦 拘ハラス直ニ再燃ス可キハ言ヲ待タス鳴呼大日 ル ヲ得策トスル乎後題ト 略商 法律慣習及ヒ現行法律 略等ヨ ij 親察シ テ法律 共二之ヲ熟思セサ /情態 :ハ如 何けル 本 邦 結果 ル可

然レト

・モ国臣

ハ此語ヲ引用シテ本邦ハ元来長上専断主義

ル法律ト認ム可キモノナシト

論

日

1]

・テヨリ

始テ之ヲ法律ニ照シテ裁判スルモ

ノト為

ルリ云

[風ナリ

トナク時ニ内規内定ノ如キモ 4 二置キ中古ヨリ 可 テ見ル カラサ 可キモ ĺ ノ主義 ノナキニ非スト雖モ未タ全国 シテ徳川氏 ノア ル ハ ヲ知ラス徳川 依然トシテ変更ス ノ末ニ至ルマ 氏 百箇 ルコ ・テ民 ノ上 シテ確 分ノ的 地 中 -徳川 一分領アリ 封 度ヲ生スル 言ス可キモ 本邦ハ殆 ト数

ヲシテ知 古ハ之ヲ不問

ラシ

向テ発砲 事実ヲ抹殺セント欲スル者ニ非ス専断主義ト 建ノ世ニ当リ スル 確乎タ 力 如キ ノナシト ハ当然ナリ国臣本邦ニ於テ今日慣習法 モノニ 通俗三百諸侯ト称シ加之旗下アリ分 非 ż ル ス又時ニ名君賢 第 中 世 日 1] 更アリ 雖モ徒ニ 土 理上 豪割拠就 必 空二 ス 幾

422 以テ 例 , 其例規又ハ裁判事例 ハ全国ニ適施ス可キモノニ非ス第二当時法律学者アリ ノ如キモ亦紛乱錯雑単二旧 江 戸 改ノ評亦空シカラス既ニ廿余年ノ久キヲ経タリ故ニ 律ノ情態ハ如何ナルモノ乎ヲ分析スルトキハ 根拠トシテ法律規則ヨリシテ政務裁判等ニ

タ ルニ非 ス法律ハ勿論裁判ニ関シタル書類ト雖モ完全ナル

其他ノ人民モ亦某 旧役人アル モ之ヲ弁スル能 ハ斯 ノ如キ処分ヲ受ケタリ某ハ云々ト纔 ハス固ヨリ斯 ノ如 クナルヲ以テ

律顧問

ハ

外国人就中仏人ニ非サルハ殆ト稀ナリ実際執

務

ハ外国法律就中仏国法律ノ

原則ニ基カサルハ殆ト稀ナリ法

布令訓令指

一現行法

至ルマテ朝

モノアルニ非ス官衙ノ処分モ区々タリシヲ以テ偶々老年ノ

長シ民政官吏ニ接近シ農商ノ情態小民ノ辛苦貧困救助租税 ルモノナク到底調査類集ノ道ナカル可シ国臣幼時民間 二記臆スル者モ稀ナルコトニシテ慣習ノ名義ヲ付スル 二生 二足

例アリシヤ否ヲ回想スルニ最モ世人ノ蝶々スル財産相 徴収等之ヲ目撃シタルコトアリ聊カ之ヲ弁スルモ敢テ難シ トセサルナリ然レトモ今日民法又ハ商法中ニ編入ス可キ慣 続婚

スルモノナシ其記臆ニ存セサル テ毫モ確定シタル条規トシテ見ル可キハ甚タ稀ナリ 二一笑二付ス可キモノ而巳ニシテ慣例トシテ毫モ記臆ニ存 玉 臣 ノ無学無識 下謂 ノ其他単 L

71

ジフノ

姻等ノ人事ト雖モ殆ト父権夫権等長上権ニ委スルモノニシ

維新後務 臆ニモ存 外ナシト雖モ他人モ亦或ハ然ラン若シ果シテ一般人民ノ記 セサル ヌ テ旧 規古例ヲ一掃シ老官俗吏ヲ排斥シ昨 モ ノナルトキ ハ慣習ニ非サル ナリ第三 H 王政 [ノ漢

第三題

学生今日

ノ洋学生明日

ハ共ニ高官長吏ト為リ唯条理便利ヲ

一法律学研究生第三一

般法学ヲ修メサル者是ナリ第三者

回募集養成シタル仏国法律研究生徒ニシテ将来ノ望ヲ属ス リ法務ニ充ル所 法官ハ旧弊一 掃ニ従事シタル書生ニシテ偶然実際ノ必要ヨ ノ現今ノ所謂老成官吏及ヒ司法省ニ於テ数

ソ日本現行慣習法ナラメ否殆ト本邦現行成文法ノ位置 ノ如キ現行法律ノ状態ナルニ依リ外国法律就中仏国法 アリト雖モ此二種ノ官吏ト仝種類ノモノタルニ外ナラス斯 ラ片 律コ

ハ他ノ学校ヨリ抜擢セラレ或ハ試験ニ依リ及第シタル者等 可キ現今ノ所謂壮年官吏其他或ハ好機ヲ以テ採用セラレ或

ス慣例 ムルモノハ何ソヤ後題ニ於テ之ヲ弁ス可シ ルニ至レリ然レトモ今日実際ニ於テ新法 保存セサル可カラスト主張スル者アリ其慣例 21 発布 一ス可 1 カ

者ヲ三種 類ニ区別スルコトヲ得 新法発布ヲ非トスル 者 ノ種類 ヘシ第 実務ニ当ル法官第 新 法ヲ非 ス ル

-横田国臣の旧民商法施行断行論 研二 官ハ 可シト 恕ス可シト テ多少偏倚スル 茲ニ摘発セント欲スルハ何人ト雖モ自個 テ推究セサ シク堂々タルニ乏シト雖モ政略学上已ヲ得サル 躇スルモ亦 殆ト全国 一者トニ 如 法例ヲ編 於テ此事実ハ 法学ヲ修メテ実地ニ就キタル者ニ非スト雖モ数年ノ経 でク徒 成法ナキニ乗シテ自ラ立法官ノ位置ニ立チ脳中多少 過キス抑モ他・ = ノ大部ヲ占ム西洋各国モ亦然リ猶ホ 宜ナリ 人生 |纂シ之ヲ実際ニ適用ス故ニ其認メテ慣習法ト為 雖モ之ヲ観察セサ ĺ ヲ得ス固ヨリー コトヲ免カレ ノ必要タルヲ 斯 `唯詳説セサル可カラサル者ハ第一 如ク処分シ彼事件 人ノ心事ニ侵入シテ事ヲ論スル 人 ス是レ ルヘカラス第一者就中老成法 知テ未タ其甘辛ヲ知ラ 個二就 般人情ノ常トシテ宥 ハ斯 ノ利益、 テ論スルニ非ス唯 新 ノ如ク判 婚 前 Ź

、其躊 処女

者就中

外

国法律研究生

*ا*۱

官二

在ルト

-野ニ在

ル

トニ

拘

ラス

最モ注

|意ス可キ所ナリト

雖モ後題ニ

於テ之ヲ弁ス可シ第二

ノ主点ニ向 ノ論点トシ 者ト第 決ス ハ少 究生モ 根拠ト 1 以テ更ニ贅セス若シ今日新法ヲ発布スルニ至ラハ老成法官 外国ニ於テ慣習ヲ持続シ猥ニ法律ヲ改正 ントス 変スルニ至ル可シ左ナキトキハ支那人ニ向 テ到底従前ノ活溌ヲ制限セラル、ニ至ル可シ又外国法律 ハ幾分ノ老練ヲ失ヒ新任法官ノ論説ニ譲ル如キコトモア ル 概ネ現今ノ壮少ニシテ固 者二非 雖 モ ル 困難ナシトス可カラス大学ノ法律教科・ 徒ニ外国法律ノ引証ノミニテハ実際上ハ勿論学説: ・スルニ過キス此点ニ付テハ世 カ如キ る固 ヨリ未夕実際 観相ヲ顕 出ス可キナリ蓋シ第 ヨリ本邦慣習法ノ如 ニ熟練シタル 人 (ノ)詳. 者モ セサ 知スル テ洋服ヲ強売 何ヲ ĺ 稀 **卜**雖 者第一 コトヲ以 ナ ユモ必ス 所ナ が研究シ ĵν 可 一者共 ĺV シ ij タ 唯 セ ヲ 上 研 テ

想スルコト少カラサル可シ是レ至当ノ懸案ニシテ立法官、 法官ノ各立 法ヲ以テ法官 二先ツテ是非曲 法例 民ニ 接シ其 コソ 一法ヲ排却 、夥多ナル可ケレ若シ大岡時代ナランニハ ノ適任トスルモ妨ナシト雖モ人民ヲシテ裁判 織能 直 ラ子 セ 知セシ サ 程度ト新法ノ程度ト ĺ 可 ムル カラス又老成法官 ラ勉 ムル今日ニ於テ 致 セサ ハ多年地方 jν ハハ各 此方 ヲ感

真実其地方ニ伝来シタル慣習ヨリモ自ラ編纂シタル

脳

二幾分ノ不快ヲ感スルコトアルモ本邦法律

ノ位置ヲ占

トシテ忍耐スル

コト希望ニ堪へ

、サル

ナリ

国臣ト

モ 歩

外

国 兆候 「ムル

者ハ現今将来此等ノ者ニ外

ナラス

時

シ困

難

11 雖

進

テ少シク遠慮セサル可カラサルナリ 云々ナリトシテ附会ノ説ヲ吐 在テ幾分外国 至ナリ然レト 法律 モ其気楽 ラ研 究シタ 本邦法律 き歳月 ル 1 丰 ヲ経過ス 進歩セ *)* \ 従 前 + ル ル *)* \ 如 ク外 所以ニシ 実ニ気楽 国 11

第四

題

法律制定ノ方針

国臣十余年来本邦老法官ノ法

ス可キ者ナキニ非スト雖

モ幾十万ノ士族ハ

, 其本職

タル

武

非

ス ヲ

用フルニ所ナク游民必スシモ無事ヲ以テ快トスル者ニ

新法草案ヲ評スルニ当リ本邦ノ進歩ヲ称賛シ而 外国ニ於テ有名ナル学者ノ説モ亦大同小異ニシテ偶々本邦 設ク可カラスト 談ヲ聴ク皆曰ク慣習ニ根拠セサル可カラス事ニ先ツテ法ヲ 旣 二幾回国臣 ノ耳朶ニ触レタルヤヲ知ラス

国情ニ於テハ之ヲ採用スルニ足ラサルコトヲ信ス是レ必ス モ ナリ欧洲法律ノ訳本ナリ写本ナリト謂フモ亦可ナリ然レト 免カレス国臣是等ノ者ノ言フ所ヲ信セサルニ非ス実ニ本邦 案ヲ欧洲法律ノ訳本ナリ写本ナリトシテ非難スル者アルヲ ノ新法ニ於テハ本邦ノ慣習法ヨリ生出シタリト認ム可キモ 、稀ニシテ総テ欧風ノ原則ニ依ラサルモノナシト謂フ可キ 国臣ハ其説 ノ取ル可キコトアルニモ拘ハラス今日本邦ノ テ其新法草

衆人ノ一驚スル所ナラン蓋シ一国文明ノ進歩ハ常ニ徐 マタタ

明ハ 明ハ 秩序其他 亦革命前 国革命アリタリトテ其人民ハ革命前ノ人民ニシテ其事物モ ルモノニシテ決シテ急進過激ヲ以テ即成スルモ F) 欧洲 リ幕府三百年間 歴史上徐 ノ事物ハ容易ニ回復ス可カラス総テ欧洲近来ノ文 ノ事物ナル可シ而テ革命ノ ノ文明ヲ追歩スルモノト雖モ頗ル事情 マト ·シテ進歩シタルモノナリ然ルニ本邦 封建政治 ハ 世禄世官ニシテ頗ル 為メ破壊シタル社会ノ ノニ ノ異ナルモ 非 非難 スム仏 ノ文

> 所ノモノナリ譬ハ汽車電信等ヲ発明スルハ容易ノ事業ニ リシテ生出スルニ非スシテ多年西洋各国ノ実地ニ経歴 下靡然トシテ文明ノ方針ニ傾向シ而テ百事ノ改革ハ空 ルノ資格ト為リ王政復古シテ民心ノ帰スル所ヲ知ラシメ天 其学フ所ノ文武其守ル所 節義ハ恰モ西洋 ノ文明ヲ取受ス コスル 非

ヲ得ス本邦ノ如キ慣習法ト認ムルニ足ルモノナク且今 ハ至当ナリ文明ノ事物具備シタル後ニ於テハ必ス然セサル ノニ非ス前ニ述ヘタル老法官等ノ説ハ法律完全ノ後ニ 令幾回ノ改革ヲ行フトモ決シテ急速ナル進歩ヲ見ル可キモ 若シ本邦ノ文明ト欧洲ノ文明ト同等ノ位置ニ在ルトキハ仮 ル汽車電信ヲ使用スルハ必スシモ徐々タルヲ要セサルナリ ス必ス徐々タル気運ニ依ルモノナリ然レトモ既ニ発明シタ É 於テ

スル本邦 沿革ノミヲ視テ尺度トスルハ不注意ナリ不研 セシムルヲ要スル事項ハ之ヲ予定セサル可 生出セサル事項ト雖モ必ス明日ニ発生ス可キ事項又ハ発生 ノ事例ニ徴シテ判然タリ又外国学者ニシテ西洋文明進 ノ進歩ハ西洋ノ文物ヲ輸入シタル為メニ非スヤ本 カラサ 究ナリ其称替 ル 近

邦新法ノ欧洲法律ノ訳本又ハ写本タルハ其輸入ノ方法ニ非

可

本又ハ写本ニ スヤ況ヤ其文明ト 非 スヤ否独逸国 称スル各国 其他ニ 法律ハ 於テ今日 元来羅 馬法其 插 小羅 他 馬 法とノ 訳

程度ト シタル 原本ヲ施 適合セス到底其完全ニ至ル 以 上 行 コスル 仮 令旧 非スヤ既ニ本邦ニ於テ文明 時 ||慣例 猶ホ 存スル ヲ待ツ可カラス又本邦人 アル モ今日 方針 |文明 傾向

仮令一 民進取 某地方ニ施行セラル、法律ノ情態ナルコト コト ノ言フ所ヲ信セスンハ試ニ本邦老法官又ハ其他 · ヲ得 地 ノ気象ハ ヘキ乎国臣決シテ之ヲ信スル 方ノ慣習法タリトモ其完全ナルモノヲ編纂シ是則 決シテ之ヲ待 ニツコト 能 コト能 */* \ サ -ヲ明 ル ルハサル ナリ若シ 言セシ ノ者ヲシテ チ リ本 ムル)国臣

成文法ナキヲ以テ英国ト比較スル. ·自然慣 シ猶ホ終リニ一言スへ ナレ 慣習 嶜 法 生 事ヲ奨励シー 減却スル スル ヲ待ツ ハ 実際ト キ 如キ 事ヲ命令シ一事ヲ禁止 ハ欧洲各国ニ於テ文明 *)* \ 学説ト共ニ 今日文明 如キ ハ迂闊、 信認ス ノ活 動 極ト謂 ル ス ノ 適セ ルニ 進步 所 ナ 中 程 1

当リ リ何 二従

jν

ナリ是故ニ本邦法律創定ノ方針ニ付テハ

国民進

歩

ノ程

ミナル

力ナリ 朝令暮改 必スシモ当局 常者ノ 霏 非 スシテ法律進

谏

新法発布 ノ決定基 碰 本 題 ラ論 ス ルニ 当り 先

第五題 間接ナル 関係ヲ有スル本邦政 体 如 何 ラ弁 セ + ル ヲ得

内閣即 年ノ経 世論、 本邦 研 チ政党内閣ナル乎非責任内閣即 立 蝶々スル所 ニ依リ其順序方法殆ト確定シタルモ ·憲政体[·] ナリ政党内閣 ´ト雖モ現今本邦ニ於テ汎 ハ英国其他ニ於テ既 チ非政党内 ラト - ス唯 閣 ナ 其 二多 ル 平 弊

) \

Ŧ

*/*1

ナリ

称

ラ ル

責任

狂奔シ -スル 偏 所 ハ内閣 頗軋轢常ニ 更迭時ナラサルヲ以 騒擾 景状アル ヲ免カ テ国 レ 民 + ハ 政 ル 人熱ノ 而ヒナ 為

ス国 度ニ 是 一達セサ ハ ー 定ノ方針ニ向テ頴進スル ルトキ 非 常 危 険ニ 陥 能ハ ル コ ス文明及ヒ慣 トナシト セ 褶其 ス É 就

未夕完全ナラス地 本邦 如キ封建ノ余情未タ全ク消滅セス議 _ 属ス ル 政党ト 人ニ属 ス 院 ル 政党 制度猶 1 ホ

ルニ至 ヲ以テ党派 1 1 能 雖モ学説上及ヒ実際上 ス ル可 独 玉 シ ノ分裂収拾ス可カラス恰モ百鬼夜行 文非 名君続出 政党内閣 未タ シ当百年代 近 確定ノ永続基 時 独 玉 名相1 一礎ヲ (実) 表出 ス 経 怪 ル

玉 民 ア得サ ノノ進 均 ヲ 歩 得 ル 猶 間 + ホ ル 間 流動物ノ水平ヲ 到底完全ヲ期スル 急激ナル 可 求 シ 法律 能 A ル ハ サ モ亦 如 ク到 ル 西 可シ従来法律 底 西 法 洋 律ト ノ文

仕シ国

民

ハ淳朴ニシテ忠順ナリ

国臣

ノ最モ驚キタルハ

老幼

度ヲ計リ幾分事ニ先ツテ誘導

ス

ル

コ

トニ

傾向

セ

+

ル

ヲ

/得ス

状ヲ見

所

デナリ ル

ス

コ

ヲ維持ス可キ乎我万世

系ノ帝位

万固

ヨリ万世

ノ無形力ナ

五.

裂シテ言フ可カラサル

ノ惨状ヲ生出スルハ必然ナリ是

ス本邦ニ於テモ亦独国 ナル方法ニ依リ ス況ヤ是等ノ有 形ノ勢力ナ リ現今政略学ニ有名ナル伯林大学教授 観察スルトキハ数多ノ政党中自カラ政府党ト非政府党トア モ国是ヲ継続スルニ毫モ困難ナカル可シ然レトモ其実際ヲ 如キ国情 帝即位後ノ政体ニ注目シタルニ豈ニ計ランヤ反対党 帝ハ自由主義ニシテ彼侯ノ主義ト反対スルヲ以テ世人ハ先 者殆ト稀ナリ仮令反対党ト雖モ彼侯ヲ除テ他ニ良相ヲ撰フ 貴賎ニ拘 ンヤ然則本邦ニ於テ政府政党外ニ立ント欲スルトキ ノ手ニ属スルモ無形力ナキトキハー ノミヲ以テ永続ス可キモノニ非ス必ス之ニ伴フ可キ有形無 ニ希望スル三条件中ノーナリ抑モ政府ナルモノハ徒ニ名義 ニ至ルマテ彼侯ヲ保助シ益ス位置ヲ固クスルニ至レリ斯ノ 念ナキモノ、 如キモ政府ニ於テ他党ノ人ヲモ採用ス可シトハ現今政府 ナルト ハラス其政談スル所ヲ聴クトキハ カル 一形力ハ 如シ其一証トス可キハ「フリードリツヒ」 無形力ヲ維持ス可キ乎ヲ推究セサ 可カラス仮令海陸軍警察等ノ有形力ハ政府 キハ仮令内閣 何時ニテモ鋒ヲ逆ニス ノ如ク名君賢相 ノ如 何ナル名義ノモノタリト 般国民ヲ制服スル ノ威望ニ依リ無形力 「トライチケー」氏 政 府 ル ノ例ナ 党ニ ル 非 ノ新聞 可 *)* \ カラ チル カラ 如何 能 先 長ノ有形無形 シム可キ乎実ニ重要ナル問題ナル可シ現今本邦ニ於テハ ル 必ス有形無形 サルモノアリ何トナレハ前ニ述へ スルニモ拘ハ ニ抵抗スルニ至ル可シ然レトモ国臣ハ藩閥党ノ名義ヲ嫌忌 於テ薩長党ト名状ス可キ政党ヲ現出スルアラハ ヲ生スルニ至ル可シ故ニ名義ノ如何ニ拘ハラス将来本邦ニ モ其勢力盛大ナルトキハ南北 イランド」党ノ如ク僅ニ自国ノ独立ヲ謀ル等ニ過キスト雖 ナルトキハ独国ニ於ケル「ポーランド」党英国ニ於ケル 最モ嫌忌ス可キ危険 トナレハ藩閥政府ハ所謂地ニ属スル 府ノ名実共ニ空シカラス国臣ハ決シテ藩閥政 政党外ニ於テ如何ナル種 徒ニ学識才智ノミヲ以テ直ニ其位置ニ適スル 悩スハ臣子ノ分トシテ忍フ能ハサル所ナリ又賢相 ハ藩閥党ニ外ナラス若シ現今藩閥党ナキトキハ全国 ハ言ヲ待タスト雖モ常ニ帝室ノ威望ニノミ依頼 **、**ラス ノ勢力ニ依リ政府ヲ維持スルモノナリ藩 ノ勢力ヲ有セサ 時藩閥政 ノ政党ナリ若シ該政党ニシテ勢力微弱 類ノ人物ヲシテ将来其位置ニ立タ ル 府ヲシテ持続セシメサル 「アメリカ」 可 タル カラス而 ノ政党ニシテ政略学上 如ク政府ナルモ 党ノ如キ大波爛 テ之ヲ有ス 者ニ 府ヲ好マ 全国挙テ之 ナル者 シ宸 非ス然則 四分 アラ得 ス何 閥政 ル ア モ ヲ

中 セ

於テ判然

何ナル法律

利益

トヲ比較

IJ

固

ij

利

益

シ独 ク異ル 国臣 論 学説上実際上非 勢力微弱ナ シテー方ノ党派 対スル シ非政党内 ヲ以テ天下ニ譲ル 可シ其間ニ ス漸次其結 人ニ依テ永続スルモノニシテ理ニ於テ永続スルモノニ非ス 反対党ト謂フニ異ナラス然則単ニ内閣 フト 永続セシ 其 閣 政 原 ノ方針自カラ帰スル所アリテー 党ハニ 国 則 牛 ノ大ニ憂ル 所 政 Ŧ 証 ラ発見スル ハ 国 非 ノト 1 ナリ 体 メント ルト 於テ薩 シテ徴ス可キハ独国今帝或ル 政党内閣、 情 閣 果ニ至ラシムル 種アルヲ要スル 是ナリ云々之ヲ再説 Ħ ノ差異ヨリシテ大ナル齟 ヲ組織セント欲シテ直ニ独国 バタル キ 雖 下 政党内閣 欲 所ニシテ他人 能ハス蓋シ本邦 スル 七藩 二於テ実ニ危険 ハ必ス一変革ヲ免カレ ノ実ヲ表スルニ至ラシメサル可 長ハ薩長ヲ以テ薩長ニ譲ラス薩長 ノ名義ニシテ其実ハ政党内閣 て能 実跡ヲ顕 閥政 ノ永続策ヲ探求スト 而巳朕ニ ハサ ハ治安ノ良策ニシテ其経歴中輿 府 (ノ藩 *)* \ jν 到 11 種 スモ ナリ非政党内 ス モノナリ蓋シ識ラス知ラ 底永続セシム可 閥 ルト 国情ヲ観察スルニ政党 従順スルモノト !政府ヲ嫌忌スルト少シ ノ政体ヲ定ムルニ至ル ノトス故 齬ヲ生スルニ至ル ノミナラス帝室ヨリ 人二 ス国臣 キハ帝室党ト ノ口実ノミニ倣 雖 語 閣 E 二帝室党、 デ日 カラス又 未タ確定 両年以来 カラス若 政 ·朕二反 「ク独国 *)* \ -帝室 種ナ 薩長 体 口 ス可キ 事情ニ サルト 其準備 ル ノナル 府 困 論 続セシメサ ナ シテ其多少ニ従ヒ決定ス可 ヲ免カレサル所以ナリ今也新法発布 考案ノ採用セラレタルニ付テノ自負 付テノ充分ナル準備ヲ為サ 故ニ現今ノ政府ハ ĺV 難 ヲ以テ再陳スルヲ要セサル可シ然レトモ如 ノ屡々 ノミヲ以テ遂得ヘキコトニ非ス仮令遂得 ヨリモ遂得タル後ノ困難 ノミナラス必要ナル 中 可 妨碍セラレ 時機ニアラス単ニー 内政改革ヲ約シテ · ノ 最 シト雖モ新法ノ発布 ĺ 可 モ緊要ノモ カラス議院開設前 将 遷延ノ傾向ア 完来ノ政 コ ノ 政府ニ 国将来 キ瞬時間 約ノ ŀ <u>ハ</u> ハ些末 21 ĵν 向テ危険ヲ予 既 如クナラサ ハピムヲ得 各 利 二接近 ノ時機ニ ノ条項ニ拘泥シテ遷 問題 益卜不

ル

7 \

各

玉

蔑

ノ

際シ

Þ

ナ

ĺV

サ

ル 種

出

ル

モ

延

然レトモ条約改正ハ必ス之ニ牽連セサルヘカラス条約改正 云々是レ共ニ非ナリ新法ノ発布ハ毫モ条約改正ニ牽連セ 新法ノ発布ハ条約改正ニ牽連ス云々或ハ曰ク全ク牽連 単二国ト国トハ仝等ナリ仝権ナリト謂フ如キ単純ナル ・キハ施行容易ナラストハ「グナイスト」 タル可シ良案ト雖 ル可カラス新法発布 層甚シカル可シ土留 内閣 ノ語ナリ ハ 開 ルトモ遂得 世人或 でモ時 設後 防シ善例 氏 ノノ屡 機二 如 内 舌 投 ル セ \mathbf{H} 々 牛 ヲ 理 ر ر 其 政 ス 相

ク

セ

正ノ如キ簡単ナルモノニ非ス其名誉ト不名誉トハ閣下之ヲ リ之ヲ覚悟セサル可カラス其前後ノ繁雑ハ憲法編制条約改 雖モ百事利益ノミナリトハ期シ難シ況ヤ古今未曾有ノ大法 布後ノ閣下ノ困難ハ発布前ノ困難ヨリモ大ナルコトハ固ヨ 典ナルヲ以テ其発布後ノ世論ハ発布前ノ世論ヨリモ喧ク発

負担セサル可カラサルナリ謹言 明治廿三年一月在伯林府

山田伯閣下

横田国臣

明治廿五年五月廿三日印刷并出版(禁売買) 著作兼発行者 東京市麹町富士見町五丁目二十番地 横 田 国

臣

長 尾 景 弼

印刷者

番地 聞

社

印行所

京橋区銀座四丁目

博

東京市芝区西久保茸手町